

産消提携倶楽部ふうど 会則

1. この団体は「産消提携倶楽部ふうど」（以下単に「ふうど」という）と称し、事務局をNPO和歌山有機認証協会（和歌山市小松原通3丁目22）内に置きます。
2. ふうどの目的は、ふるさと和歌山の自然や気候風土に調和して営まれる農業とその恵みを取り持つ縁を大切に育て、これに基づく相互扶助的な人間関係とその共同体を再建し、もって未来に永続する地域社会づくりに貢献することにあります。
3. ふうどは、2の目的を達成するため、以下の活動に取り組みます。
 - ①ふるさとの自然や気候風土と調和した農業の恵みを共有すること。
 - ②物心両面で前項に掲げる農業の持続的な発展を支えること。
 - ③ふるさとの自然と風土、また農とその恵みについて理解を深めること。
 - ④会員が交流し、相互理解を深め、尊重し合うこと。
 - ⑤以上の活動に必要な一切の仕事を分担し協働して行うこと。
4. 2に掲げる目的を理解してこれを支持し、以下に定める年会費を納入し、条件が許す限り積極的に3の活動に参加する意志がある個人は、所定の入会申し込み用紙を事務局に提出してふうどの会員（消費者会員または生産者会員）になることができます。
5. 消費者会員は、1口12000円（月額1000円）の年会費を1口以上払い込むことにより、申し込み口数に応じた有機農産物パッケージの頒布を受けることができます。
6. 生産者会員の年会費は一軒1000円です。生産者会員は相互に連絡調整してその時期に消費者会員に提供可能な農産物パッケージを決め、申し込みのあった口数（払込金）に応じた農産物に直販用を加えて頒布会に出荷します。
7. 頒布会は当面毎月第1第3火曜日の17時半から19時頃まで、NPO和歌山有機認証協会事務所一階で、全会員が参加できる運営会議を兼ねて開きます。会の運営に関係する重要事項はすべて運営会議に諮り、その審議をへて公正に決定します。
8. 農産物の運搬、パッケージづくり、値札づくり、売り場づくりなど、頒布会を開くために必要な作業は、全会員が協力して行います。
9. ふうどの運営を効率的に行い、また出入金を公正に管理するため、必要に応じて事務局ほかの機構を設置します。
10. この会則は運営会議の審議を経たうえ、その多数の承認により改定されます。

附則

1. この会則は2010年8月3日から施行します。